

立していった。

1-2 パターナリズムと依存を越えて

近年、様々な社会運動やケアの場面で、当事者主権という理念が掲げられている。この理念は、専門家や家族などの他者によって自己の生が決定されるのではなく、自分のことは自分が決めるというごくごく単純なことを目指している。その背景として、このような権利が、マイノリティの人々に対して実現されない時期が長く続いたことがあげられる。

とくに障害者運動のなかから生まれ・鍛えられたこの理念は、少なからず他の領域の運動にも影響を及ぼしている。この理念からすれば、しばしば「代行」はひとつのパターナリズムとして、非対称的な関係性を露にするある種の権力とみなされる。しかし、「代行」は、支援者と被支援者両者の目的が「合致」した際に格段の「成果」が得られる可能性があるというもうひとつの側面をもつ。すなわち、誤解を恐れずに言えば、当事者性を侵すことで「成果」を得る。

ただし、障害者運動は介助者を「手足」とみなす論理によって、「当事者性の侵犯」をクリアしてきたし、さらには「自己決定の自立」という論理も立ち上げ、他者によって自らの生を左右させないための「ハンドル」を手元に獲得した。このような論理が障害者の運動では、各々の状態・状況に応じ、幾層にもわたって鍛えられてきたように思われる。

では本稿が取り上げる野宿者支援の現場ではどうだろうか。昨今の野宿者支援は様々な理念のもと、多くの団体によって行われている。なかには、当事者主権の理念から当事者運動を模索する団体も存在する。一方で相談活動を中心として、医療や生活保護の申請を支援する団体や、食料などの物的支援を行う団体も存在する。

これまで行政が野宿者を放置してきたこともあって、とくに運動のなかでは、物的支援などを中心に活動する団体が多くをしめる傾向がある。役に立つ物を与えているから・相談を受けて役に立っているからそれでいいのではないかという「成果」の論理の裏には、「支援する側／される側」という序列的な関係を維持してしまいかねない「福祉的対応」[藤井・田巻2003]が待ち構えている。一方で、このような支援者の「代行」を一枚岩的に「福祉的対応」として位置づけることにも危惧を感じる。なぜならその裏返しとして、このような支援者に頼る野宿者を一枚岩的に「依存する野宿者」として位置づけてしまう可能性があると考えからである。

だからこそ、名古屋において、長年にわたり活動を行ってきた支援者のAさんに聞いてみたい。「代行」⁽²⁾という経験は、いかにして引き受けざるをえないのか、そしていったい何を引き受けることになるのか。Aさんへのインタビュー、および、私がAさんとともに活動した頃の経験や聞き取りから考えていきたい⁽³⁾。

2 手探りの頃 1976 - 1984

2-1 「あんたらはなんだ？」

名古屋の寄せ場、笹島⁽⁴⁾において、日雇労働者への支援がはじめて行われたのは、1976年と言われている。Aさんもそのメンバーのひとりなのだが、寿町の日雇労働者をあつかったドキュメンタリー映画上映会をきっかけに、当初は有志15名が集まり、名古屋駅周辺の日雇労働者・野宿者75名分ほどのおにぎりの配給をおこなうことになったという。なぜおにぎりなのか、と聞くとAさんは、当時の新聞を指さしながら、1970年代という豊かになった時代にもかかわらず、餓死が発生している事実を驚いたからだという。

いざはじめるといっても、段取りの段階から、いろいろ難しいこともあったそうだ。まずおにぎりをつくる場所の確保、そして米を購入する資金である。またほとんどのメンバーが仕事をもっていることから、昼間につくるといふことにはらず、仕事後に集まってご飯をにぎったという。それでも、なんとかクリアし、メンバーでわいわいとおにぎりをにぎって、現場へと出向いたそうだ。

いざ、駅へ出向いたところで、はじめての支援だけに、労働者から相当に怪しまれたという。

そら当然あんたらなんだ？となるわけよ。いや、ちょっとこうこうで、こういうことはじめたと、それはもう別に正直に言うたんだと思う⁽⁵⁾。

「こんばんは」などと言いながら、声をかけるものの、「あんたらなんだ？」という当事者からの警戒によって、その場の雰囲気には緊張がはしかったであろう。そのような中、Aさんは、正直にその活動のはじまりのきっかけや考えを説明したのだという。それは、現在の活動のなかでも野宿になりたての人などとの出会いにおいて、しばしば起こりうることだろう。見ず知らずの人間が夜に近寄ってきて、おにぎりを配るのだから、多かれ少なかれ、最初は戸惑うことはありえる。この「与える」という行為の形式上、露骨なかたちで当事者からの違和感が噴出することもある。

結構、現金仕事〔日雇い〕行ってた人、なんていう人だったかな、わりに元気な人でこう、はちまきまいた人、現金仕事行ってた人なんかは、で、一杯飲んで、〔声をかけると〕お前らなにかあっ言うて、俺は乞食じゃねえぞ、とか言ってそういう反応だよな。ま、その人はよ⁽⁶⁾。

渡そうとしたおにぎりを蹴られたときもあったそうだが、相当に考えさ

せられたに違いない。もちろん、このような人が多いわけではなく、高齢の人などは、「兄ちゃん、ありがとう」と言う人々もいたそうだ。しかし、このようにAさんたちが配るおにぎりは「ほどこし」として拒否されながらも、週に何度か配るたびに、「顔見知り」となり反応は少しずつ変わっていったという。

Aさんたちは、初期の活動において、いろいろな反応にこたえながら、おにぎりをくばっていった。おそらく、「与える」という行為をきっかけに、自分の支援者という立場が、こんなにも多様な反応を引き起こすのか、ということAさんたちは実感したに違いない。その一言一言の反応をもとに、おにぎりを配るという行為をめくって、また関わり方について、メンバーたちは議論せざるをえなかった。

2-2 できることをやるという実践

当初、このおにぎり配布の支援活動は期間を3ヶ月に限定する予定だったが、3ヶ月延長することになる。おにぎり配りの活動は、おにぎりを配ることを第一の目的とするのではなく、それをきっかけに、話し込むということが目的とされていた。おにぎりだけを配っても、当事者にとってみれば、状況が変わらず、仕方がないということはあっても、とにかく「できることをやる」という気持ちでおにぎり配りは始められ、そしてそこで日雇労働者・野宿者たちとの衝突があっても、それはその都度、逃げないで考えていこうというスタンスでやっていたという。

とにかく、最初はなにもかもがわからなかったそうだ。いまでこそ、ある程度明らかになりつつある、日雇労働者・野宿者たちの実態。当時は、いったいそのような人々がどのような生活をしているのか、どのような状態なのか、それは話し込みのなかで次第に明らかになっていった。

日雇労働者に病人が多いことや、福祉事務所での対応がひどいものであったり、病院から見放され、すぐに精神病院へと放りこまれること、そして駅員などから排除を受けることなどを、Aさんは知っていく。ときには、救急搬送に付き添うことや、仕事を休んで福祉事務所へ付き添うこともある。翌日に福祉事務所に行く予定の人を、自分のアパートへ一晩泊めることもあったという。1970年代の時代背景もあって、「同じ労働者」ということで意識的にはすんなりと、支援を行動にうつせたとAさんは語る。そしてAさんたちより先に、運動はなかったのだから、マニュアルもなにもないし、だからこそ逆にとことん支援ができたのだという。しばしばAさん自身の仕事にも、「昨日会った人は今どうなっているか」などと気にかけていたという。おそらく、出会った目の前のその人をどうするのか、そして自分がどこまでかかわれるのかという力量との狭間でAさんは、「自分にできることをやる」という範囲を少しずつ、少しずつ広げていったのだろう。

しかし、Aさんがおにぎりを配っていたある日、当事者から「仕事をく

れ」と言われたことがあったそうだ。この一声で、Aさんの「自分にできることをやる」という範囲は限界をむかえざるをえなかった。それは痛烈な一声だったであろう。さすがのAさんも、自分たちの力ではどうにもならない場面に遭遇したのである。よかれと思って行ってきたおにぎり配りなどの「できることをやる」という実践は、決定的なところで当事者の側から、「限界」をつきつけられた。その裏返しとして、いままで行ってきた支援の意味が、問われざるをえなかった。そのことが、「自分たちの活動は結局行政の下請けではないのか」というメンバー内での痛烈な自己批判をうむことになった。

いったい何を支援すればいいのかを模索する初期の手探りの支援の過程で、知り合った日雇労働者・野宿者の状態を振り返り、そして「仕事をくれ」というその当事者からの一言の裏側に見える「失業」という社会構造的な要因を睨みつつ、Aさんたちは医療活動を中心に福祉制度の運用を正常化させる運動に力を入れていくことになる。

3 相談活動へ 1985 -

3-1 「支える会」の設立

Aさんたちは、より一層の医療活動の充実をはかるべく、1985年に医療活動の拠点となる事務所を開設し、おにぎり配りのメンバーやボランティアの医者・看護師、などで、新たな団体「支える会」（仮名）を発足させた。おにぎり配りの頃の手探りのスタンスから、「支える会」では次のような理念を掲げることになる。

体を壊され、健康を奪われた日雇労働者の仲間一人ひとりが、体を治すことによって自分の生き方を見直し、変革していけるよう、そして斗いの主体として団結していけるよう、医療の立場から日雇労働者の横のつながり、仲間づくりを積極的に推し進めていこうと思っています⁽⁷⁾。

活動の形態としては、医師などの診察や相談活動が中心となっていく。メンバーの日常活動としては、福祉事務所を通して医者へかかるための相談活動を週に2回の炊き出しの場で行ったり、福祉事務所への付き添いや、生活保護申請の支援、入院や施設へ入所した人々の訪問活動などがなされていく。

Aさんたちは、このような日常的活動を地道に行いながら、医療を通して、適切な運用がなされていない生活保護法を適正化させる運動にシフトしていく。とくに林訴訟⁽⁸⁾は社会的にも注目を集め、野宿者運動のなかでも重要な契機となった。なかには長年の運動の過程で生活保護を勝ち取り、アパートで居宅保護を受けて生活する人々も存在する。また、野宿から脱却した人々が集まる「自助グループ」も設立するなど多岐にわたる活動を

行っている。

さきほどの理念からして、闘いの主体を日雇労働者に置いている時点で、当事者主権をいったんは確立しているかに見える。体を治す過程で、社会構造を変革する主体へと変化するための、日雇労働者の横のつながり、すなわち仲間づくりを積極的に行うというのは非常に重要なことである。しかし、相談活動が主である「支える会」にとって、積極的に介入せざるをえない場面に遭遇した際、葛藤を抱え込むことになるはずである。それは、おにぎりを蹴られた時のように、「支援する側／される側」という関係性のなかで常に揺れ動くやりとりに入ることになるだろう。それでも、Aさんたちは、相談活動をとおして、さらに多くの野宿者と出会い、さまざまな支援を行うことになる。特に私が参加していた2000年頃の、「支える会」は野宿者の仕事（求職・就労）について議論が行われていた。

3-2 求職・就労貸し付け支援

野宿者の中には、就職に関する情報を十分持ち合わせていない人もいる。そのような中、Aさんたちは、個別的に職業安定所に付き添い、情報を提供するなどの支援を行ってきた。しかし、なかなか就職できない厳しい現実を前に、「支える会」としては、最低限の生活を営む権利を主張する意味でも、生活保護申請を出すことを勧めてきた。

その一方で、労働者の「仕事につきたい。」という気持ちを尊重して、実際に仕事につくことができるようなバックアップが必要なのではないかという議論が2000年3月からメンバーの間でなされはじめる。そして試行的に4月頃から「求職・就労貸し付け支援」を始める。以前は、中心人物であったAさんが、個人的に貸し付けを行っていたが、団体として組織的に支援する形になった。この活動の位置づけとしては、野宿状態でも、失業中に就職が決まった人などには当面の生活費として、（本来生活保護を適用すべきなのに、適用されない現実があるため）貸し付けを行い、生活を保障し、同時に生活保護申請を行い、不服審査請求によって、行政の違法な運用を改めさせるという目的で始められた。その支援の基準については以下のとおりである。

1. 野宿をしながら求職活動をしている人で生活費がない人：職業安定所での求職登録をして3週間以上たち、6回以上不採用となり、広告などによる求職活動の記録が1ヶ月以上ある人。その上で生活保護申請書を出した人。
2. 野宿をしているが、就職が決まった人で当面の生活費がない人：2週間以内に就職できることになっており、生活保護申請書を出した人。
3. 植田寮⁽⁹⁾に入所中で、就職が決まりアパート入居を希望している人：就労転宅（当面居宅保護）の申請をしたが、就労日までに決定が出ないと思われる人で賃金15万円以上が得られる日が明確である

人。アパート生活の経験があり、アパート生活ができると判断できる人。

4. 植田寮入寮中に就職が決まり笹島寮⁽¹⁰⁾に入る人：保護変更申請書を出し、保護継続を福祉事務所に要求したが拒否され、賃金日までの生活費や交通費が足りない人。

これらの基準からわかるように、「仕事につきたい」という意思があるにもかかわらず、野宿という圧倒的な不利な状況（住所がないということによって履歴書がかけない、仕事の面接を受けても連絡先がない、生活保護を申請する際に住所がないという理由で却下される、野宿による衣服のよごれ、身体の酷使、等々）によって就職できず、生活に困窮する人々を支援するという内容であった。

これらの基準いずれかを満たした人への支援物は現物支援で、笹島労働者会館1階のささしま食堂での食事となった。また、笹島寮への入寮費、及び、宿泊費1日250円×20日分を支援する。ただし、当事者には基準および、支援内容自体も知らされていなかった。

当時は、この支援基準を設け、支援を行っていたが、その後、福祉事務所に対して、当面の生活費と生活の場を求める不服審査請求を行うことによって、容認が勝ち取られ、就職した場合は一時保護所から通勤し、そのまま順調にいけばアパートに入居できるようになっている。したがって現在、「支える会」はこの「求職・就労貸し付け支援」を行っていないが、支援当時は様々な困難があった。それは支援者のポジションや、理念と力量が複雑に交錯するなかで、支援の意味を考えざるをえない場面であった。

3-3 基準設定をめぐる分裂

月に2度おこなわれる自由参加の会議の場で、誰を支援するのかといった上述の基準をめぐる議題が会議にかけられた。この基準は、会議議事録によって会議に不参加の全てのメンバーに公表し、ある程度の合意を得ていた。しかし、実際の支援場面では、基準に満たなくても支援対象者として判断されるケースがほとんどであった。

基準から外れた人が生活費などの相談に来所し、就労支援するのかどうかという議題の際、Aさんは、「いろいろな場面は出てくる。基準満たさないからといって（援助）やめるのはおかしい。」「正式な基準ではない。」「（この基準がメンバーから）問題だ、となっていない。」という。すなわち基準は実際に支援実践を行う現場サイドからすれば非常に「あいまい」なものであった。

運営に関してはメンバー達の意見が対立する。例えば、この支援を当事者に公表するのかどうか、という議論があった。メンバー達はいずれ公表する方向でこの議論を進めた。しかし、どれだけの人数を支援できるのかという力量の問題とも関連するが、あるメンバーは、「1ヶ月に5人まで

と決めて、6人目からは運がわるかったですねと言って断わるしかない。〔資源は〕有限なんだから。」と野宿者達に支援内容を公表し、支援に限界がきたら断わってこうと言う。しかし、Aさんとしては「断わっていくというのも日常的につらい。」と言う。それは公表によって、すべて現場に降り掛かるという懸念があったからだろう。結局、会議ではいずれ公表の方向でということでもとまりつつあったが、実際にその方向の動きはなかった。

そして、現実にはどのような人を対象とするのかについても議論が行われた。「基準を外形的に満たしていても人間の性質を見て判断すべき。」という意見と、「なるべく客観的なものがよい。」という意見が対立した。なかなか収束がつかず、ケースが出てくるごとにその場その場で判断していくしかない、ということで会議は終了した。

3-4 「ありきたり」の判断

平成15年に厚生労働省によって行われた「ホームレスの実態に関する全国調査」によると全国のホームレスの数は25296人とされており、愛知県は2121人、名古屋市は1788人とされている。野宿者の人数に対して、日常的に関わる支援者の人数は圧倒的に少ない。炊出しの際、多い時で300名ぐらいの野宿者が集まり、それに対して、支援者側の生活医療相談のメンバーは多くて5人ほどである。相談者が次から次へと来る場合、支援者側は混乱状態に陥ることがある。支援者の側も機械的に相談をすますわけにはいかず、じっくり話を聞かざるをえない。しかし、相談に訪れた人も「長い間待たされるのはいやだ。」と言って、相談の場から帰っていくことさえあった。

また福祉や医学的な知識をあまり持ち合わせていないメンバーにとっては、私も含めて「明日事務所に行って、詳しくはAさんと相談してください。」とその場では何もできない「無力」を感じていた。Aさんのように福祉に関する知識を持つメンバーは数少ない。そしてまた医師のように診察のできる人がくる日も限られている。

このようなそれぞれの支援者達の力量・関わり方がある中、やはりそれでも当事者達は支援者に相談を持ちかけてくる。Aさんが言うように「現実的にも（生活保護が取れず、就職もできないなどの）具体例として出てきて、突き付けられ」支援者は迫られるのである。

そのようななか、「支える会」のメンバー間の合意をとった全体的判断として支援を行ってこなかった事にAさんは「僕も悪い面がある。」と言いつつも、次のように語る。

ま結局その場で誰も相談できないのよ。目の前で判断しなきゃいけないわけよ。そう…会議にかけるとかそういう余裕は全然ないわけよ。次、水曜日までにきめなくちゃいけないとか、今度の土

日にアパート探さなくちゃいけないとかってなるわけよ。(中略) 支える会としてっていうけども…支える会で判断するってのは何を持って支える会の判断かっていうのがあるわけやん。で、ある意味ではみんな判断してるわけよ。で、もうそれは別にありきたりの事、誰が判断してもちょっとまずったなということがあっても特に〔問題となっていない〕。(11)

相談を持ちかけられて、毎回その相談内容を会議にかけ、「支える会」
として判断していく時間的余裕はなく、「目の前で判断しなきゃいけない」
のである。支援する基準をある程度、メンバー間で決めながらも、現実には
想定外の様々な人々が相談に訪れる。そして、せっぱつまった当事者を
目の前にして、各々の支援者たちは即断せざるをえない。その際にAさん
は、支援するか否かの判断は「ありきたりの事」にもとづいてなされてい
くのだという。

たしかに各々の「ありきたり」という判断基準にもとづいて、支援がな
されていくとしても、会議でも議題にあげられたように、支援の資源〔活
動資金・メンバーの数等〕には限りがある。この「求職・就労貸し付け支
援」の内容を当事者が知った場合、野宿者の人数が圧倒的に多いため、容
易に資源の限界をもたらしことになる。ここで、支援者は「できれば平等
に相談ののりたいたい」という理念と力量の間でジレンマを抱え込まざるを得
ない。

私： じゃあ今後って求職就労支援って公開していく形になるん
でしょうか？

A： ま、いずれにしても僕は公開にはならないと思うよね。て
いうのはこの、俺も俺もって言ってきて、はいはいってそう
いうふうにできそうではない。信頼関係っていうか、あのう
やっぱりある程度僕そうならざるを得ないと思うんですよ。
で、まあ、そうですねだから…じゃあどういうそれこそ要項
作って杓子定規にあてはめていくのか、細かい事まで条件作
ってで、パスする人はもう関係なくパスするとかね。それこ
そ、それこそ行政がやってる、行政ってのはいろんな人が来
るってのが前提であるなら、そうせざるを得ないんよね。人
を見てやるってのがいかんとなると、いろんな細かい規定を
作らないかん。やる側にしてみれば確かにそうだよ、恣
意的にやったらいかんのだから。もう我々の場合はそうなら
ないだろうと思うんですよね。そこんどこ難しいんですよね。
どうするかがね。特にやっぱ結局僕なんかは、そこを慎重に
やりたいなっていうか。結局そこが誰に降り掛かってくるか
っていうことがあるでしょ。何か起った場合に。だからアバ

ート保証人にどんどんなっていっていいんじゃないかっていうんだけどじゃあ、ずっとみんな（メンバー）がここにいるんならいいよ。10年20年と。なら僕も心強いよね。3年後には誰もいないんじゃないかってことになるかもしれないでしょ⁽¹²⁾。

行政のようにリジッドに基準をつくるか、人間を見て判断するかどちらにするのかという問題は、極めて支援者を悩ませる論点であろう。このようなあいまいな裁量が明らかになれば、恣意的な支援を行っていると思われ、支援方針や基準、責任を追求される。しかし、だからといって全ての野宿者に支援が行き届く資源が完全にそろうまで何も支援しないというのとは、「すこしずつやれることを広げていく」Aさんにとってはできなかったのだろう。

全ての人々に平等に相談のするという理念と資源・力量の有限性というジレンマのなかで、Aさんが考えるのは、ある程度の「信頼関係」がないと支援できないということである。「ある程度そうならざるを得ない」という苦渋に満ちた「ありきたりの判断」は、長年の運動のなかで勝ち取れたものと、いまだ勝ち取れていないものの外的な状況に依存するなかで支援を引き受ける際のひとつの論理である。

しかし、「信頼関係」といっても目に見える明確な基準があるわけではない。ここで再び支援者は「信頼関係」をめぐる、手探りの領域に放り込まれることになる。

3-5 「例外」との遭遇

この「求職・就労貸し付け支援」は何人かの人に支援を行うなかで、「成果」を得て、それなりに機能するかに見えた。しかし、やはり口込みで支援内容は当事者へと伝わったのか、「例外」とされる事例にAさんたちは出会うことになる。ある野宿者は支援内容を聞きつけ「俺にも」と事務所まで、つめよってきたそうだ。

その人は、厳密には本来の就労支援の趣旨からはずれる人であった。しかし、Aさんはその人に貸し付けを行ったが、その支援に対して当時、反対意見を持っていたメンバーのKさんはこう語った⁽¹³⁾。

私：（中略）どういうことから反対なんですか？

K： あのねえ、あのう約束をよく破るんですよ。彼は一度ならず。（中略）いずれにしても約束を守らないんですよ。

私： どういう約束？

K： だから、来る時間に来なかったり。それからあ。返す金を返さなかったり、まずそういうことですよ、約束守らない。

私： 先週おっしゃってました言動とか？

K： 福祉事務所に対して彼の言動ってのはある場合にはすじが通ってるけど、ある場合にはすじが通らないんですよ。僕ら聞いてても。

私： 例えばすじ通るってどういう時なんですか？

K： んんだから、おまえらが仕事探すのは当たり前じゃないかとか確かにその通りなんだけど、彼自身が積極的にね、そのお、福祉事務所に要求することはわかるけれども、今の所彼自身、そのお、健康にはそんなにね、見た、見たところでは働ける能力があるような、ようなわりにはね、求職活動が真剣ではない。

私： ああ。

K： 真剣さが感じられない。だからいろんなかたちで彼と半年以上つきあってるんですけど、嘘が多い。どう見ても嘘だと思われる。そういうことです。だから信用できない。

現場ではメンバーKさんではなく、Aさんが支援を行った。Kさんはその「例外」とされる人に対して、あるときにはその人の言い分はすじが通り、あるときにはすじが通らないという。野宿状況に陥る原因を失業ととらえ、福祉事務所に対して「仕事をよこせ」と言うその野宿者の発言の正当性をいっぼうで認めつつも、その野宿者が求職活動をあまりしないということを強調する。その野宿者の存在を社会的責任によって位置づけながらも、いっぼうで支援をするか否かの文脈では、自己責任として位置づけることになっている。Kさんのなかでの支援をめぐる「ありきたりの判断」も信頼を基準になされていく。

私： あ、信用できない。

K： はい。ぱっと見てね、この人間は信用できるか、できないかってのは、なかなか主観的であるだけにね、言いにくいけれども、まあ客観的に言えば、そういうことの3回4回の、僕なりの、Aさんだっと思うよ、積み重ねでしょうね。(中略)僕達100%ボランティアなんだから、さらにはあまつさえ、酒を飲んでね、貸さない僕らに結構怒鳴り散らすような事、現実にしてるわけですよ。だいたいね、ボランティアの所に酒を飲んでその、頼み事に来るような、まずその態度がだめですよ。

(中略)

私： じゃあ逆にKさんの的には貸し付けてもいいよって人は？

K： そのプラス評価ってのはないけれども、少なくともこれには貸し付けちゃいかんというマイナス基準はそういう意味で、約束を守らない…総合判断でしょうね、あと判断する方

法がないんだから。普通物を貸すっていうのはどんな事でも人に物を貸すという場合にはね、それなりに貸すほうと貸されるほうの信頼関係があるのが第一だよな⁽¹¹⁾。

Kさんにとって、ボランティアというポジションは資源の有限性や「信頼関係」とのかねあいで、支援を断ることがあってもそれはしかたないという論理になる。しかしもし、断ることが現実のものとなれば、相当の説得が必要になる。そもそも論理が通用するののかもわからない。たとえば、夜回り中に、冬に薄着で街を歩く野宿者が「何かないか」とたずねてきた際に、その場に衣服や毛布を持ち合わせていない場合、断るのも極めて難しいといわざるをえない。また、資源の有限性の問題ではなく、「信頼関係」を理由にするならば、その場はさらに緊張することになるだろう。「あなたを信用できない」という論理で断ることは極めて難しいように思われる。なぜなら、「野宿者」と呼ばれる人々を支援することを理念的に掲げながらも、「信用できない」という論理から支援することを断るという矛盾した行為をすることは、Aさんが言っていたように、やはりこれは相当な現場への負担となるからである。

3-6 「支援者」の揺れ

実際には、Aさんはその人に支援を行ったのだが、Aさんも自分の支援行為を一貫して行っているわけではない。

A： あの段階ではまあ…状況としてその援助は、条件そろってないっていうけど、ある意味では条件そろってるっていうか、貸し付けの援助というか、まあ不服審査請求してないっていうか。まあ〇〇さんも厳密には合っていないっていうか…ま、食事代だけなんであんまり問題にならないけど…なんか条件合ってるのかっていうのは言えるよね。難しい…でも、ちゃんとしなければいかんのもかもしれないけど…僕は、条件はこちらが変えたりすればいいわけだし。事例知らないだけだし。こういう場合も援助すべきだなと。まあそうだね。例外といえば交通費、例外なのかもしれないけど。難しいよな…⁽¹⁵⁾

厳密に基準を決めて支援する方法（力量の維持）と、その一方で（基準から外れる）「事例を知らないだけ」で、野宿者を基準に合わせるのではなく、基準を野宿者に合わせるというやり方（範囲の拡張）のどちらにするのか、簡単に決めることのできないなかで常に支援が行われていく。「ある意味では条件そろってる。」と言った後に「でも、ちゃんとしなければいかんのもうれんけど…」と自分の支援決定の正当性を、自分自身で揺さぶりながらも、いまいちど、「援助すべき人々」の枠組みを広げるこ

とによって自分たちの支援行為を正当化する。しかし、最後の「難しいよな」という語りに垣間見える「ままならさ」は常に自分たちの支援行為が正しかったのかどうかを確認する姿であるといえよう。私はこの語りの後、「野宿者問題」と「例外」とされる人との関連について質問した。

A： うんと。この、別に、大きな（「野宿者問題」の）範疇には入ってるんだけども、もう少しあの人自身の、んん固有のせんが濃厚に出てるというか、で、あのうやっぱり人をうまく利用したり、まあおどかしたりなんというかなあ、（中略）確かに大きな面は失業だとかなんとかだとかあって、仕事がないとかあるんだけど、そこらへんのとこを見てね、単純に支援しましょうか、共感を持って支援っていうふうになりにくい。

私： でも支援したんですよね。

A： いや、してるんだけどね…しぶしぶですよ。しょうがない。拒否する理由ってのがねえ…僕の性格ってのもあるんだよ。強く出られるとKさんと違って…なかなかこう、ポンとこう…強気についていうか、こうね。あのう、決して良いわけではな、な、ないわけだけでも、もちろん。強い態度で出ればいいってわけでもないし。ま、どっちが良いとか悪いとかっていうのは難しいんだけども。だから、そういう意味では僕もねえ…そういうところが…押され気味、強く出られるとひいちゃう所があるのは良くないかなと思うんだけどもね。論理的に言って否定できない面もあるっていうかね、援助ひつ、必要…ま、だから 別の基準をもってれば、必要ないと言えるんだけど、言う事がわかるというか、それなりに…だからまあ…現実に就職したのに当面困るということに関してはそうだと思うからよ。信頼関係崩れてるよね⁽¹⁶⁾。

ここで、自分の支援行為を行うか行わないかの判断となる「信頼関係」という論理を、維持することができない状態のまっただ中にあるAさんは、「支援者」というポジションのなかで、右往左往しているようにすら見える。Aさんにとって大きな範疇である「野宿者問題」とは、「失業問題」のことを指す。それは30年前にAさんがおにぎり配っていた頃、「仕事をくれ」と言われたあの時のまいまも変わっていない。この範疇において、野宿状態にいる「野宿者」はまず、支援者にとって連帯するカテゴリーとして括られる。しかし、いざ支援する際には、圧倒的にその人との顔の見える関わりをなかで決断されていく面を併せ持つ。結局、支援場面とは、その人とのつきあい・関わり方に収斂する。

私にはAさんが、野宿者というカテゴリーと個人、その狭間で矛盾する

信念を同時に成立させざるをえない経験を生きているようにみえる。それは矛盾する論理を「共存」させざるをえない支援者としての経験の引き受け方である。

支援行為の信念を一貫させることがなきないなかで、「しぶしぶ」ということから、「本当は支援しないこともありえた。」と私に対して訴えるように語り、また、「強く出られるとひいちゃう所があるのは良くない。」と、自分で自分の支援行為を「間違っていたかもしれない。」と述懐するAさん。そしてこのような「揺れ」を起こすこと、そのことが逆に、支援行為における「信頼」の論理をここにきて、再び浮き彫りにする。

4 おわりに一勝ち取ることの引き受け

Aさんが語ってくれたこれまでの支援経験のなかに、「目の前の人をなんとかしたい」という思いと自分たちの力量の間で、少しずつ自分たちの支援の幅を広げていく姿が明らかになった。そして、野宿者支援における理念と力量の間における、Aさんのような「揺れ」をふまえたまこそ「代行」の経験を、近年の当事者主権の運動のなかに位置づけることができるのではないだろうか。

それは野宿者にとってほぼ制度的な保障もなく、支援者にとっても何も無いところからやらなくてはいけないため、出会いはAさんたちのように相談・話し込みからはじまらざるをえない。そしてどこまで支援すればいいのか、その決まった答えはないため、無自覚に行えば行うほど「支援する側／される側」という関係性を強化してしまいかねない、ジレンマを内包する。しかし、その一方で何かをしなければ前にすすまない状態がある。だからこそ、Aさんたちは「とにかくできることをする」という「成果」を選び、「代行」を選んだ。その「成果」をとった以上は支援における限界性を引き受ける覚悟が必要となる。

限界っていうか、僕の役割がやっぱり、これだけだなっていうか。(中略)当事者運動のなかでの支援者の役割っていうか当事者運動の基盤をつくっていく、僕らはつくっていくっていうふうにはならない、そういう必要性を感じながら結局全然僕は、具体的には全然取り組めてないものだから、(中略)その発想でいちゃつくっていかないと、なにか既存のやり方にちょっとつけくわえてできるっていうことでは僕はないような気がするんだよね、はじめからつきあっていくっていうか、関係をつくっていかないと⁽¹⁷⁾

Aさんたちが、長年にわたって行ってきた相談という活動形態はおそらく、当初かかげた理念である運動の主体になる当事者の仲間づくりを進めにくいものであった。もし、主体化という意味でいえば、相談の際に身の振り方を主体的に選ぶよう促すという方法にならざるをえない。野宿者支

援における「代行」は、容易に「当事者性の侵犯」を回避することはできないようだ。それは、いまだ制度が充実しているわけでもないなかでの支援をせざるをえないという状況が大きな要因としてあげられる。

2002年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、特措法）が施行され、国は野宿者を「働ける者」「働けない者」「社会生活の逃避者」という3つのカテゴリーに分類している。そして「働ける者」とされる野宿者には、自立支援センターに入所させ就労による自立を、また「働けない者」には施設や病院等を経て生活保護などによる保障を、そして公園等で野宿する人々には、指導の後に強制排除をとることが示されている。

自立支援センターといっても、紹介される職は不安定なものが多く、再び野宿へと戻る可能性も高い。そしてシェルターなどの施設も期限つきであり、もともと小屋などを建てて生活していた場所は、小屋を取り壊すことが条件で入所が可能となる。野宿状態になり、身体を酷使し、病気になる、病院へと入院する。退院間近になり、身の振り方を考える際、65歳未満は「働ける」という理由により、生活保護による保護が受けられない状況があり、かといって、自立支援センターは期限つきの屋根と食事がつく程度で、職につける保証はない。そしてまた野宿に戻り、自分でアルミ缶などを集め野宿生活を営むと、今度は「社会生活の逃避者」として、排除の対象となる。

このように、特措法における自立観とは就労による経済的自立観であり、この自立観に見合わない野宿者に対しては施設に収容するか、公共空間から排除するメカニズムを内包している。この限られた選択肢のなかで、当事者が身の振り方にとまどわざるをえないのと同時に、支援者はいずれの方向に支援するのが最も適切なのかを判断しなくてはいけないという、過酷で困難な支援を強いられる。

そして、悩む暇もさほどない、切羽詰まった状況のなかで、平等に支援するという理念は力量との兼ね合いのなかで、矛盾する決断をせまられる。だからこそKさんのように、明らかに相反する感情をもたざるをえない場面に支援者は遭遇させられてしまう。そして同時にAさんのように「無理」をするなかで、支援をすることもあるだろう。おそらく、Kさんのように断ることも、Aさんのように当事者につめよられながら支援することもどちらもありえるといえるのではないだろうか。そしてどちらの選択においても、困難な状況下での、それぞれの支援者の引き受け方があるといえる。

おそらく野宿者運動の場合は、障害者運動の文脈で掲げられる当事者主権とはまた違うものになるはずである。つまり野宿者運動は、一見パターナリズムに見えるかもしれないが、制度的になにも無いなかでは「手足」にもなれず、移ろいやすい「信頼」というぎりぎりの論理にすがりながら、その支援の介入を含み込んだパターナリズムの領域と当事者の決定を往復するなかで行われざるを得ない。おそらく、Aさんのような引き受け方の

うえでの、「できることをやる」という実践は単なるパターンリズムとは決別する側面をもっているといえよう。ただしそれは、ときには「代行」をもできないという限界と向き合うという非常に厳しいものでもあった。

そして、このような「支援者」というポジションにたつことは、支援される人々との信頼関係という—全く奇麗ごとではない—過酷な支援の論理のもと、その支援の引責の限定性を引き受けるという、矛盾する経験を積み重ねざるをえないということの意味するのではないだろうか⁽¹⁸⁾。

【注】

- (1) 本稿では「その日に雇用されその日に解雇される」就労形態をとる人々を「日雇労働者」、公園や駅等の公共空間において段ボールや小屋・テントを建てることにより野宿状態で生活する人々を「野宿者」と表記する。また野宿労働者・路上生活者・ホームレスなどの呼称があるが、本稿では「野宿者」としておきたい。また本文中における「当事者」という表記は日雇労働者・野宿者を含めるものとしておきたい。なお、このような野宿者をめぐる呼称について考察されたものとして（青木 2000：83－114）をあげておく。
- (2) 「代行」とは文字通り代わりに行うことを意味するが、本稿では、具体的に食事や金銭など本人にかわって、「貸し付ける」ことを想定している。また炊き出しなどの食事も当事者がつくる団体からすれば、支援者がつくる食事は「代行」と呼ばれることがある。ただし、これらの生活保障は行政が本来行うべきものであるが、支援団体がフォローしてきたという歴史がある。
- (3) 本稿で取り扱うデータは『偏見から共生へ』および機関誌『ささしま』、そしてAさんへの聞き取りに多くを負っている。なおAさんへの聞き取りは2000年9月21日、および2005年8月31日に行っている。また私がAさんとともに活動したのは、2000年5月から2001年3月である。
- (4) 「寄せ場とは、日雇労働者が手配師や人夫出しから日雇仕事を斡旋されて労働現場に送り出される場所をいう」（青木 2000）寄せ場には東京の山谷、横浜の寿町、名古屋の笹島、大阪の釜ヶ崎などが大きなものとしてあげられる。寄せ場の昨今の変化については（青木 1999：23－43）をあげておく。
- (5) 2005年8月31日聞き取り
- (6) 2005年8月31日聞き取り
- (7) 1985.『ささしま』準備号
- (8) 野宿者にとって、失業などで生活に困窮し、福祉事務所に相談に行くも、「稼働能力がある」と判断された場合、相談に応じない・保護が受けられないという状態が続いた。そのようななか、Aさんたちは1993年、林さん（当時55歳）と出会い、不服審査請求を行う。請求は却下され、

94年に提訴となる。一審判決では林さんの主張が認められたものの、控訴審では名古屋市側の主張が通る。林さんは上告するも、最高裁判決よりも前に林さんが亡くなられた。そのため、最高裁判決では、保護を受ける権利は保護を必要としている人のみ属する権利であり、承継人に相続することはできないということで、訴訟は終了したとされた。この「林訴訟」について詳しくは『偏見から共生へ』を参照されたい。

- (9) 病気などで働けない人や仕事が見つからない人などが入所する更生施設である。4～6人の集団生活で、月に6900円支給される。
- (10) 2000年当時は市の簡易宿泊施設。入所対象者は「働ける人」、49歳以下は1ヶ月未満、住居がない人である。
- (11) 2000年9月21日聞き取り
- (12) 2000年9月21日聞き取り
- (13) 2000年11月3日聞き取り
- (14) 2000年11月3日聞き取り
- (15) 2000年9月21日聞き取り
- (16) 2000年9月21日聞き取り
- (17) 2005年8月31日聞き取り
- (18) 野宿者を支援する団体の支援場面と、支援者と当事者の継続的なつきあいの過程で起こった出来事などから、支援者と当事者の「支援する側／される側」という関係性を根本的にとらえ直し、この関係性にとまって発生する<応答困難>のなかで、どのようなく応答責任>をとることが可能なのかを考察したものとして(山北近刊)をあげておく。なお本稿では、支援する側からの視点に重点を置いたが、(山北近刊)では両者のコミュニケーションから考察している。

【参考文献】

- 天田城介, 2004, 『古い衰えゆく自己の／と自由——高齢者ケアの社会的実践論・当事者論——』熊本学園大学附属社会福祉研究所(非売品).
- 青木秀男, 1983, 『『寄せ場』労働者をめぐる差別の構造——大阪・釜ヶ崎地域を舞台として』『社会学評論』33(4): 2-19.
- , 1984, 「都市の漂流者たち—野宿者差別の構造をめぐって」『ソシオロジ』29(2): 1-25.
- , 1989, 『寄せ場労働者の生と死』明石書店.
- 編著, 1999, 『場所をあける 寄せ場／ホームレスの社会学』松籟社.
- , 2000, 『現代日本の都市下層』明石書店.
- 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也, 1990, 『生の技法—家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店.
- 藤井克彦・田巻松雄, 2003, 『偏見から共生へ——名古屋発・ホームレス問題を考える——』風媒社.

- 平川茂, 2004, 「『路上の権利』と『見守りの支援』—野宿生活者中の<逃避>タイプのニーズ(必要)をめぐる—」『市大社会学』5:53-67.
- 石川准・長瀬修編著, 1999, 『障害学への招待』明石書店.
- ・倉本智明編著, 2002, 『障害学の主張』明石書店.
- , 2004, 『見えないものと見えるもの—社交とアシストの障害学—』医学書院.
- 狩谷あゆみ, 2001, 「カテゴリー化の暴力性—神戸市の野宿者問題をめぐって—」『解放社会学研究』15:75-97.
- 北川由紀彦, 2001, 「野宿者の集団形成と維持の過程—新宿駅周辺部を事例として—」『解放社会学研究』15:54-74.
- , 2005, 「単身男性の貧困と排除—野宿者と福祉行政の関係に注目して—」岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房:223-242.
- 三井さよ, 2004, 『ケアの社会学—臨床現場との対話』勁草書房.
- 三浦耕吉郎, 2004, 「カテゴリー化の罨—社会学的<対話>の場所へ—」好井裕明・三浦耕吉郎編『社会学的フィールドワーク』世界思想社:201-245.
- 中根光敏, 1999, 「排除と抵抗の現代社会論—寄せ場と『ホームレス』の社会学にむけて—」青木秀男編『場所をあける!—寄せ場/ホームレスの社会学』松籟社:75-95.
- 西澤晃彦, 1990, 「寄せ場労働者の社会関係とアイデンティティ—東京・山谷地域を事例として—」『社会学評論』41(3):248-260.
- , 1992, 「寄せ場のエスノグラフィー—不可視の共同性」金子勇・園部雅久編『都市社会学のフロンティア3変動・居住・計画』日本評論社:119-160.
- , 2005, 「檻のない牢獄—野宿者の社会的世界—」岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房:263-284.
- 齊藤道雄, 2002, 『悩む力—べてるの家の人びと』みすず書房.
- 島和博, 2003 a 「『釜ヶ崎での社会学』について」『ソシオロジ』48(1):129-135.
- , 2003 b 「『共生』社会における『ホームレス問題』」野口道彦・柏木宏編『共生社会の創造とNPO』明石書店:145-177.
- 田巻松雄, 1995, 「社会的『底辺層』と『われわれ』の関係性についての一考察—野宿者に対する『差別』と『支援』を中心に—」『名古屋商科大学論集』39(2):77-89.
- 立岩真也, 2000, 『弱くある自由へ—自己決定・介護・生死の技術』青土社.
- 妻木進吾, 2003, 「野宿生活:『社会生活の拒否』という選択」『ソシオロジ』48(1):21-37.

- 浦河べてるの家，2002，『べてるの家の「非」援助論—そのままがいいと思えるための25章』医学書院。
- 山北輝裕，近刊，「支援者からの撤退か、それとも…—野宿者支援における〈応答困難〉の現場から—」三浦耕吉朗編著『構造的差別のソシオグラフィ（仮題）』世界思想社。

（やまきた てるひろ：関西学院大学）